

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社ロ セット	奈良市西之阪町 二四―二	えがお	奈良市西大寺 本町二―二〇 プラムキャ ッスルS―1 三〇三号室	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年二月 一日
京奈商事合 同会社	奈良市東九条町 七七―三	アフタース クール風の 谷	奈良市東九条 町七七―三	放課後等デ イサービス	平成二十 六年二月 一日
有限会社キ ョウワ	京都府木津川市 州見台八―四― 二六	ハーモニー ケアサ―ビ ス	奈良市南京終 町二―三二二 ―九	児童発達支 援	平成二十 六年二月 一日